

第80回国民体育大会青森県準備委員会 第2回競技運営専門委員会 結果概要

1 日 時

平成29年7月13日（木） 13：30～14：30

2 場 所

ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルド

3 出欠状況

出席者 13名

欠席者 2名

4 議事概要

(1) 委員変更の報告

矢野副委員長から山口副委員長、高田委員から安田委員、高橋委員から津田委員に変更したことを報告。

(2) 報告事項

第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回常任委員会及び第2回総会における決定事項について。

事務局から説明。

(3) 審議事項

① 第80回国民体育大会競技運営基本方針（案）

事務局から説明。原案どおり可決。

② 第80回国民体育大会競技用具整備基本方針（案）

事務局から説明。原案どおり可決。

③ 第80回国民体育大会審判員・要資格運営員養成計画（案）

事務局から説明。原案どおり可決。

【質疑等】

(委員長)

競技団体によって養成数にだいぶばらつきがある。陸上競技は今でも開催できる人数だが、養成数が100人以上必要な競技が水泳、テニス、バドミントン、山岳の4競技ある。水泳とテニスの競技団体の方が委員として出席しているが、この養成数についてはどうか。

(委員)

水泳に関しては競泳、水球、シンクロ、飛込、オープンウォーターの5競技がある。現在本県で行われている競泳、水球の2競技に関しては選手がおり、競技役員もある程度いるが、シンクロ、飛込、オープンウォータ

一に関しては現在、選手や指導者がいないため、競技を運営するに当たって、東北の各水泳連盟に相談をしており、昨年の岩手国体でも各種目に対する協力を色々お願いしていた。青森国体に向けて、3競技に対して東北の各水泳連盟に協力をお願いしながら、本県においても競技役員の養成をしていかなければいけないと考えているので、東北の各県と連携しながら養成に努めていきたい。

(委員長)

テニス協会はどうか。

(委員)

テニス競技は、国体の審判としては最低でもC級審判員が必要になるが、資格が3年更新で個人負担4,000円が必要となることから、審判認定講習会を開催しても3年後に更新しない人がいる状況である。そのため、競技役員が現段階で不足している。協会としては、計画的に競技役員を養成していきたいと考えている。

(委員)

競技役員を中央競技団体や近県から派遣して競技運営している競技や競技役員を本県で養成し、県内の競技役員を中心に競技運営している競技など競技によって色々あると思うが、この部分が資料にあれば、より分かりやすい資料になると思う。

(事務局)

資料8ページの競技役員数は日体協の競技役員編成基準により決められている人数を記載しており、中央競技団体からの派遣数もこの基準で示されている人数を記載している。日体協から競技役員数と中央競技団体からの派遣数が示されているので、不足する人数は近県から補い、それでも足りない部分を本県で養成していくということになっている。

(委員)

青森県で競技役員を養成して、青森県の競技役員が主に競技を運営していくこと分かる計画であれば良いと思う。

(委員長)

別表1の右端の数字が青森県で養成する目標数でよろしいか。

(事務局)

そうである。この養成計画は、今年の3月に事務局から各競技団体に競技役員等基礎調査書の作成を依頼して、各競技団体で競技役員の実態を把握した上で、養成必要人数を算出していただき、その人数を取りまとめたものである。そして、取りまとめたこの計画を国体開催に向けた競技役員養成計画として、本委員会にお諮りしているものである。

(委員長)

資料を見ると山岳の役員養成が大変かと思うが、競技団体は100人以上養成しなければならないことは認識しているということか。

(事務局)

認識している。

(委員長)

本委員会でこの養成計画を了承し、決定すれば、山岳連盟は養成してくれるのか。

(事務局)

山岳の場合は高校までは「縦走」という形で行っているが、国体になるとスポーツクライミングという競技になる。青森県ではスポーツクライミングの競技役員がかなり不足しており、また、全国的にも不足している状況である。これから国体に向けて徐々に増やしていくということで、資料2にあるように、毎年15名程度養成していけば国体までには間に合うという計画を立てている。

(委員長)

スポーツクライミングの競技役員は県内で養成できないので、中央へ講習に行くなどの対応が必要だが、その場合、県内の講習だけで養成できる競技団体と経費の差が出てくるが、そのことについて、競技団体は認識しているのか。今日この委員会でこの養成計画を了承し、この計画を競技団体に伝えると色んな問題がでてくる可能性があるがそれで良いのか。

(事務局)

この養成計画は、国体開催に向けて必要な競技役員の養成計画となっているが、この人数の中には、各競技団体が毎年行っている養成事業の一環として養成している人数も入っている。養成計画が了承されれば、今後、競技団体が毎年行っている役員養成の人数を超えて、国体開催のために養成する必要がある競技役員の人数を精査した上で、事務局で各競技団体に養成に係る経費へ補助する形で進めて行きたいと考えている。どうしても県内の競技役員が少なく、計画を立てたが計画どおり養成できなかったという場合は中央競技団体をお願いをして、中央からの派遣人数を増やしていただくか、近県の競技団体をお願いをして派遣していただくなど計画変更が出てくることも考えられる。そのため、資料7ページの6で「毎年各競技団体の養成状況を確認し、適宜計画を見直すこととする。」としている。

(委員長)

それでは、原案の計画のとおり競技役員の養成を進めていただきたい。

(事務局)

事務局から競技用具について補足がある。競技用具については、競技用具整備基本方針の3にあるとおり、現有の競技用具で不足するものについては借用、借用が困難な場合は購入ということになる。そのため、中央競技団体の視察で用具の不足や不備を指摘されてもすぐに新しい用具を買うのではなく、まずレンタルやリースを考え、それが難しい場合は、購入を考えることとなるが、購入になると会場地が市町村の体育館であれば、国体終了後に市町村の体育館に残ることとなる。そうなれば、その市町村の財産になるので、用具の購入の際は市町村に負担していただくこととなる。単純にすぐに用具を購入ということはなかなか厳しく、先催県でもまずはリース、レンタルという対応をしている。

(委員長)

第1回の競技運営専門委員会でバレーボールの役員資格の取得について、委員から発言があったが、今回のこの養成人数は問題ないのか。

(委員)

昨年10月の第1回競技運営専門委員会で役員資格の取得について発言したが、この養成計画に記載されている人数を何とか養成できるように努めたい。バレーボールではA級審判資格は毎年各県2名という枠があるが、養成目標数の達成を目指して中央競技団体へ養成枠の増枠をお願いしている。今後は中央競技団体との交渉しながら、養成目標数を達成できるように頑張りたい。

以 上